



YELL・Spirits

2011年2月号

エール・スピリッツ

今年は
南南東

Contents

発行：社会保険労務士法人エール
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072
Email：info@sr-yell.com



- 代表より
- 定年後の継続雇用制度の特例措置終了
- 雇用調整助成金 最近の動向とお知らせ
- 既卒者雇用／成長分野で人材育成する事業主への奨励金制度
- 労務相談室
- 企業PRコーナー
- スタッフコラム

鎌倉です。

来月4歳になる娘は、最近「わたし、お仕事忙しいの！」と言うようになりました。 保育園の先生に伺うと、4月の進級に向けて、子供たちに交代で当番を任せているという話でした。

当番の子供は カレンダーの日付をめくる 朝の会の司会をやる 昼食前と後の机をふく 昼食の盛りつけを手伝う・・・といった仕事を任せられます。

子供たちは自分の番がまわってくるのを目を輝かせて楽しみにしているのだそうです。

娘が「今日お当番だ！」と誇らしげにいうと、「いいな～早くやりたい！」と他の子供も心待ちの様子。

子供たちにとって、自分の役割、仕事を与えられ、周りから期待され、任された仕事ができる充実感や達成感を味わうというのは、とてもワクワクする楽しいことなのですね！

組織調査で、優れた業績を上げる企業は次のような項目の点数が高いそうです。

自分の役割、使命が明確で、得意を活かすことができ、仕事を認められている、自分の仕事が重要だと感じられ、意見が尊重される、学んだり成長する機会がある、尊敬できる仲間がいる……。子供たちの姿に、活気ある職場に大切なことが、重なって見えました。こちら子供に負けてはいられません！

さて、弊社では年明けから、クラウドコンピューティングによるサービスを始めました。

インターネットを通じ、社労士事務所の管理データを貴社から利用することができますので、中小企業の効率化にお役に立てると自負しております。 勤怠、賃金をタイムリーにエールで把握することもでき、より具体的なお提案が可能になります。 関心をお持ちの企業様はどうぞお気軽にご連絡下さい。

ネットde就業

(初期画面)



(勤怠表)

日	時間	勤怠	備考
1	08:00	出勤	
1	18:54	退勤	
2	08:00	出勤	
2	18:54	退勤	

(就業時間)

日	就業時間	備考
1	08:00 - 18:54	
2	08:00 - 18:54	

顧問先企業様とエールをネットにつなく

新しいサービスをご提供します。

★ **キャンペーン期間のお申し込み**

(2011年3月10日受付分まで)

従業員管理台帳【ネットde台帳】をネットワーク

共有する場合の基本料金を只今無料キャンペーン
中です。

勤怠、給与計算は別途お問い合わせください。

お問い合わせ TEL:045-549-1071

顧問クラウドサービス担当 鈴木・佐藤まで

定年後の継続雇用制度の特例措置終了

★平成23年4月1日以降、特例措置により、就業規則のみで定年後の継続雇用制度を導入されている会社は、労使協定を締結して継続雇用制度を導入しなければ法令違反になります。

■継続雇用制度の特例措置とは

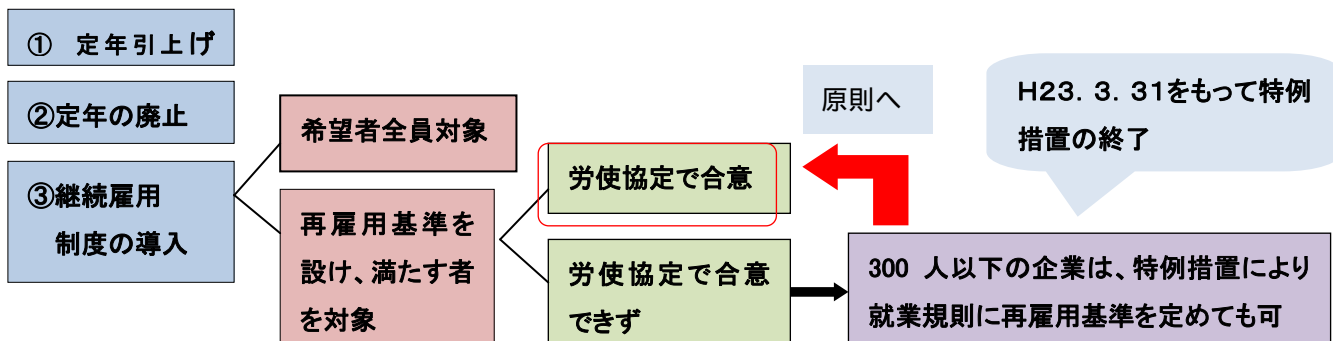
高齢者雇用安定法により、就業規則において65歳未満の定年を定めている企業は、60歳以後も従業員の安定した雇用を確保するため、次のいずれかの施策をとる必要がありました。

- ① 定年の定め廃止
- ② 定年の引上げ
- ③-1 希望者全員を65歳まで継続雇用する制度の導入
- ③-2 基準を満たす者を65歳まで継続雇用する制度の導入

このうち③-2の継続雇用制度の導入には、対象者の選定基準を決めるのに、「労使協定」をもって定めるのが原則です。しかし、労働者数が300人以下である事業主が継続雇用の基準を決める協定を結ぶために努力したにもかかわらず協議が整わないときは、特例で「労使協定」が無くても「就業規則」で選定基準を定めてもよいことになっていました。

■平成23年4月1日以降は……

この特例措置が3月31日で終了するため、継続雇用する対象者に基準を設ける場合は、「労使協定」を締結しなければ法令違反となります。



Q&A

すでに就業規則では継続雇用制度の導入を規定していますが、当分は定年を迎える者がいません。この場合でも労使協定は必要ですか。

定年を迎える方の有無にかかわらず、基準を定める場合には労使協定が必要となります。

Q&A

継続雇用制度の対象者にかかる基準を労使協定で定めた場合は、労働基準監督署に届出する必要がありますか。

基準を定めた労使協定は届出する必要はありませんが、「労使協定により基準を定める」と就業規則を変更した場合は、変更後の就業規則を監督署に届出する必要があります。

雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金

最近の動向とお知らせ



助成金額の見直し

事業所内訓練の教育訓練費の支給額が平成23年4月1日以降の申請分から引き下げられます。背景には、財源となる雇用保険二事業の財政状況が厳しいことや、事業所内訓練を中心に不正受給※が多く見られることにあります。

※架空の休業や教育訓練を実施したとして虚偽の申請を行った等の不正受給は、平成22年8月から11月の間に、160事業所、約13億6906万円に上っています。(厚生労働省発表)

＜対象労働者1人1日当たりの支給額＞

■雇用調整助成金(大企業)	4,000円	⇒	2,000円
■中小企業緊急雇用安定助成金(中小企業)	6,000円	⇒	3,000円

- 事業所外訓練の訓練給付費はこれまでどおり変更はありません。

内部告発用メールアドレスの開設

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の申請窓口である労働局に内部告発用のメールアドレスが開設されました。

労働局ではこれらの助成金の支給にあたり、事業所に対して実地調査を行うなどしてきましたが、受給している事業所数も多く、不正受給の実態を解明するには至っておりません。

昨年11月には不正受給防止対策の強化として、不正をした場合には事業所名、不正受給の金額を公表するなどの対策を打ち出しましたが、ここにきて事業場で働く従業員等から広く情報を求める方針へと転換してきているようです。

右の資料は熊本労働局で公表しているものですが、全国の各都道府県労働局でも同様の取り組みが始まっています。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金 についての内部告発用メールアドレスを開設しました

fuseikokuhatu.kumamoto@antei.mhlw.go.jp

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、景気の変動などにより売上高等が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等を実施することにより、労働者の雇用の維持を図った場合、支払った休業手当等の一部を助成する制度です。

厳しい経済情勢の中、この制度は多くの事業所に利用していただいておりますが、虚偽の支給申請を行うなど、一部に不正な受給もみられます。

お勤めの事業所等で当該助成金に関して不適切な処理や不正行為等の情報がありましたら、上記のメールアドレスにご連絡ください。

- ・事業所名(所在地)
- ・不適切・不正に関する事例
- ・不適切・不正に関する実行の時期等、情報をお願いします。

個人の情報は、守秘いたしますので、ご協力をお願いいたします。

これらの助成金については、適正な支給を推進する観点から、休業・教育等の実施計画・支給申請を提出いただいた事業所に対し、実地調査等も実施しております。

不正受給とは

- 偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。
- 不正受給であることが判明した場合、不支給または支給の取り消しとします。既に助成金を支払い済み場合は、返還していただきます。
- 不正が判明した場合、不支給とした日、支給を取り消した日、または不支給とされる前に支給申請を取り下げた場合の取り下げた日から3年間は、雇用保険料を財源としたすべての助成金を受けられなくなります。

厚生労働省・熊本労働局

既卒者を雇用する事業主への奨励金制度

最新!
助成金情報

■ 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金

大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人をハローワークに提出し、正規雇用した場合に奨励金を支給。

正規雇用から6ヶ月経過後に100万円

■ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励

既卒者トライアル求人をハローワークに提出し、中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため、原則3ヶ月間の有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し奨励金を支給。

有期雇用(原則3ヶ月)1人/月 10万円、正規雇用移行から3ヵ月後に50万円を支給

対象となる既卒者等の条件

- ① 卒業後3年以内の既卒者・平成23年3月卒業の未内定者
- ② 雇入れ開始日現在で満年齢が40歳未満
- ③ 1年以上継続して同じ事業主の下で正規雇用された経験がない

合計80万円

成長分野で人材を育成する事業主への奨励金制度

■ 既卒者育成支援奨励金

長期の育成支援が必要な既卒者を有期雇用(3ヶ月の off-JT 期間を含め原則6ヶ月)し、育成のうえ正社員に移行させる成長分野※の中小企業の事業主に対して支給。

有期雇用(原則6ヶ月)月10万円を支給。off-JT 期間(3ヶ月)は各月5万円を上限に実費額を上乗せ支給し、正規雇用から3ヶ月後に50万円を支給

合計125万円

■ 成長分野等人材育成支援奨励金

成長分野※において、この分野の成長を支える人材を育成するために、off-JT を含む職業訓練を実施する事業主に対して奨励金を支給。

1訓練コースにつき一人あたり20万円を上限として支給。

※)成長分野とは・健康、環境分野および関連するものづくり分野に該当する企業に限り活用できます。

林業	建設業	製造業	電気業	情報通信業
運輸業	郵便業	学術・開発研究機関		スポーツ施設提供事業 (フィットネスクラブ)
スポーツ・健康教授業 (スイミングスクール)		医療、福祉		廃棄物処理業 (ごみ処分量)

助成金のご相談は、メールまでお気軽にお問い合わせください。



yeil

労務相談室

【今月のテーマ】

失業時の手当について



今月退職する予定のA社員から雇用保険の失業時の手当について質問がありました。A社員は自己都合で退職しますが、すぐに失業の手当はもらえるのですか。



会社を退職した方は、離職票をもって最寄のハローワークへ出向いていただき、求職の申込を行う必要があります。ハローワークで失業の認定を受けるとその日から7日間ほとんどの人も失業の手当を受けることはできません。これを待機期間といいます。この待機期間経過後、会社をどのように退職したか、離職理由により次の3つの区分に分類され失業の手当が支給されます。

- ①受給資格者 … 会社を自己都合などの理由により離職した場合
- ②特定受給資格者 … 倒産、解雇(重責解雇を除く)や会社都合などにより離職した場合
- ③特定理由離職者…

有期契約社員などが契約更新を希望したにもかかわらず、更新について合意が成立せずに離職した場合や、就業することが困難になるなど、正当な理由のある自己都合により離職した場合

A社員は自己都合による離職のため、①に該当します。自己都合退職は7日間の待機期間を経過した後も、さらに3ヶ月間手当を受けることができません。これを給付制限と呼びます。

②の特定受給資格者、③の特定理由離職者は待機期間を経過した日の翌日から手当の支給対象となります。また、受給できる日数も手厚くなります。

◎受給資格者(自己都合退職等)の方

被保険者であった期間 離職時の年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

◎特定受給資格者及び特定理由離職者の方

被保険者であった期間 離職時の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		240日		270日	
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日



離職をめぐるトラブルが増えています。
自己都合退職の場合は必ず退職届をとりましょう。

企業PRコーナー

貴社の製品、サービスなど企業PRを掲載します。ご希望がございましたら川村までご連絡下さい。

創業明治四年・東海道小田原

ちん里う本店



今年で創業140年！ 小田原城の料理人頭が創めた料亭が原点の、『質へのこだわり』をお届けします。

小田原は古くから梅花の名所、梅の名産地として知られていますが、赤じそや八重桜の産地としても有名です。こうした地元の食材を活かし、素材の良さを大切に昔ながらの製法で仕上げたお漬物やお菓子をぜひご堪能下さい。2月末まで小田原曾我梅林で「梅まつり」を開催中。お花見とお買い物を楽しみに小田原へいらっしゃいませんか？

《2月の催事日程》 **エールスピリッツ読者に 粗品進呈！**

2月 1日(火)～ 8日(火) 「味百選」 (玉川高島屋・6階)

2月 16日(水)～ 28日(月) 「味百選」 (横浜高島屋・8階)

楽天市場や、ネコショップでもご購入いただけます。

ちん里う本店 小田原駅前本店

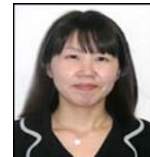
住所： 小田原市栄町 1-2-1 (東口から徒歩1分)

電話： 0465-22-4951

URL: <http://www.chinriu.co.jp>

スタッフコラム

今月のコラム
は、田中が
担当します。



はじめまして。1月にエールへ入社しました田中佑美(たなか ゆみ)と申します。電話の声で、私の存在にお気づきの方もいらっしゃるかもしれませんね。明るさと笑顔が取柄の、社労士受験生です。出身は神戸です。

エールに入社する前は、システムの販売と国際協力団体の仕事をしていました。多少紆余曲折がありつつも、「働く人を元気にしたい！」「日本の中小企業を応援したい！」と考え、社会保険労務士に行き着きました。

これから、皆様のお役に立てることに喜びを感じながら仕事がしたいと、心からそう思っています。電話口に出たら、ぜひ、何でもお問合せいただくと嬉しいです。少しお時間をいただくかもしれませんが、誠心誠意お答えします。皆様とお会いできることを楽しみにしております。今後とも、よろしくお願いいたします。

最近読んだ、面白かった本をご紹介します。

『カモメになったペンギン』(ジョン・P・コッター著)

生き残るためには、自分たちが変わらなければならない。

変革のためには適材適所のチームワークが重要。

など、いろいろなことを考えさせられる本でした。

